

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県上益城地域振興局並びに清和村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第900号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により次のとおり告示する。

平成14年11月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 免許年月日

平成14年11月12日

2 免許を受けた者の住所及び氏名

天草郡河浦町大字河浦5225番地 船津漁港管理者 河浦町

3 埋立区域

(1) 位置

天草郡河浦町大字宮野河内字船津4の11、4の10、3の1及び1の3に隣接介在する無番地(道路)地先並びに字船津1の3、1の2、字雲津2065及び2064の6地先並びに字雲津2064の6及び2064の4に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の①の地点から㊿の地点までを順次直線で結んだ線及び㊿の地点と①の地点を結ぶ平成14年春分の日満潮位(DL+3.39メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 天草郡河浦町大字宮野河内地籍図根三角点B2-5

(北緯32度18分13.53370秒 東経130度08分45.46625秒)から293度47分22秒 428.18メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から172度41分46秒 12.56メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から66度10分11秒 4.00メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から55度27分54秒 3.52メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から44度32分21秒 3.54メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から33度35分19秒 3.52メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から22度38分18秒 3.53メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から17度10分43秒 30.80メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から17度10分42秒 15.94メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から12度41分18秒 5.25メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から3度42分05秒 5.25メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から354度42分53秒 5.25メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から345度43分34秒 5.25メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から336度43分56秒 5.25メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から327度45分20秒 5.25メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から323度15分17秒 31.83メートルの地点
- ㊿の地点 ⑯の地点から235度04分33秒 0.48メートルの地点

(3) 面積

1,126.84 平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

天草郡河浦町大字宮野河内字船津4の16地先、4の11、4の10、3の1及び1の3に隣接介在する無番地(道路)地内及び地先、1の3地先、1の2地内及び地先、字雲津2065地先、2064の6地内、2064の4地内並びに2064の6及び2064の4に隣接する無番地地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の㊿の地点から㊿の地点までを順次直線で結んだ線及び㊿の地点と㊿の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

㊿の地点 天草郡河浦町大字宮野河内地籍図根三角点B2-5

(北緯32度18分13.53370秒 東経130度08分45.46625秒)から288度25分54秒 410.54メートルの地点

- ㊿の地点 ㊿の地点から352度35分08秒 43.31メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から90度42分03秒 3.27メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から358度18分31秒 10.16メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から21度34分26秒 19.06メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から90度41分58秒 8.20メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から19度48分49秒 19.20メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から9度53分51秒 8.90メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から351度11分56秒 7.97メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から286度13分38秒 3.86メートルの地点
- ㊿の地点 ㊿の地点から326度46分47秒 18.91メートルの地点